

第10次芦屋市交通安全計画重点施策執行状況（平成28年度～令和2年度）

【資料1】

主な対象： 自転車

時間軸とは…
ある事故発生時点を基準として、どのタイミングを対象とした施策かを示したもの。
①事故発生前（概ね1～数ヶ月程度前まで）
②①の後、事故発生直前まで
③事故発生後、概ね24時間以内
④事後処理から社会復帰段階

実施内容	対象	H28	H29	H30	R1	R2	所管及び関係機関	重点施策－7つの柱	重点施策－柱ごとの施策	柱ごとの施策に応じた対策	時間軸	想定する交通安全に寄与する道筋	施策評価の考え方	施策評価の検証可否
JR芦屋駅南自転車駐車場7及び8の閉鎖	自転車						建設総務課	(2)自転車対策の推進	⑤自転車駐車場の改修及び整備	・長期修繕計画(H27～H36)を策定し、順次改修	-	現時点で直接的な寄与はなし。	JR芦屋駅南地区再開発に伴い建設予定の集約駐輪場（仮称）の完成後、現状との比較（事故発生件数や発生件数、利用者アンケート…etc.）にて評価できる。	×
JR芦屋駅北自転車駐車場の改良改修工事（自転車ラック・監視カメラ）	自転車						建設総務課	(2)自転車対策の推進	⑤自転車駐車場の改修及び整備	・長期修繕計画(H27～H36)を策定し、順次改修	②	ラックの改修や監視カメラの設置などによる駐輪場を利用しやすい環境改善により利用促進を図ることで、路上の迷惑駐輪or違法駐輪を削減し、道路交通の障害を取り除くことで、道路空間の通行安全性を向上し、駐輪場周辺の交通事故防止を図る。	駐輪場設置周辺区域の交通事故発生状況をGISにて追跡することで評価する。	○
イベント等で自転車保険加入の啓発	自転車	○	○	○	○	○	芦屋交通安全協会 建設総務課 芦屋警察署	(2)自転車対策の推進	③自転車賠償責任保険の加入促進	・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発	④	事故発生時の賠償を容易とし、発生後の社会復帰を資金面から援助する。	事故発生を抑えられないため、評価は不可。	×
シートベルト・チャイルドシート着用運動	自転車 自動車	○	○	○	○	○	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	(1)交通弱者対策の充実 (2)自転車対策の推進	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 ⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	③	事故発生時や回避時の損傷程度の軽減を図る。	事故発生時のシートベルト・チャイルドシートの着用率を統計的に追えば、数値的な評価が可能。	△
市内各中学校にて交通安全教室を開催	自転車	○	○	○	○	○	建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(2)自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	①	交通安全の規則を身に付けさせることで、事故発生に繋がる行為の自制を促し、交通事故防止を図る。	自転車関連事故のうち、若年層が関連する件数を追跡することで評価する。	△
芦屋さくらまつり、オータムフェスタ、校区合同防災訓練での自転車安全利用推進運動、園遊会、秋まつり等での啓発	高齢者 自転車	○	○	○	○	○	建設総務課	(1)交通弱者対策の充実	①地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の推進	・高齢者が集まりやすいイベント・会議（地域のまつり、集会所等）で交通安全啓発を行う。	①	交通安全の規則を再確認することで、事故発生に繋がる行為の自制を促し、交通事故防止を図る。	自転車関連事故のうち、高齢者が関連する件数を追跡することで評価する。	△
違法・迷惑駐車の追放運動	自転車	○	○	○	○	○	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	(1)交通弱者対策の充実 (2)自転車対策の推進	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 ⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	②	道路交通の障害を取り除くことで、道路上の自転車の通行安全性や歩道上の歩行者の通行安全性を向上させ、特に、対策実施路線での事故防止を図る。	運動実施地点周辺の自転車関連事故および自動車関連事故件数を追跡することで評価する。	△
飲酒運転根絶運動	自転車	○	○	○	○	○	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	(1)交通弱者対策の充実 (2)自転車対策の推進	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 ⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	①	飲酒運転は悪質な犯罪行為であると周知することで飲酒運転の自制を促し、飲酒運転に関わる事故防止を図る。	飲酒運転者の件数を統計的に追跡することで、数値的な評価ができる。	○
加入状況アンケート（交通安全協会）	自転車						芦屋交通安全協会 建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	(2)自転車対策の推進 (7)損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	③自転車賠償責任保険の加入促進 ①自転車賠償責任保険の加入促進	・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発	④	事故発生時の賠償を容易とし、発生後の社会復帰を資金面から援助する。	事故発生を抑えられないため、評価は不可。	×
街頭啓発	高齢者 若年層 自転車 自動車	○	○	○	○	○	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課 建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(4)交通安全思想の普及徹底	⑥飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 ③自転車の安全利用の推進	・四季の交通安全運動キャンペーンへのキッズ保安官による啓発 ・街頭啓発（飲酒運転根絶運動）の実施 ①自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関との協議 ②自転車ネットワーク計画を策定 ③自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	①	「交通事故は自分事」「自動車・自転車はルールにのっとり適切な道路空間の利用が重要」との認識を持ってもらい、安全な通行行動へ変容を促すことで、事故件数の抑止を図る。	事故発生状況と啓発実施地点を照らし合わせることで、効果的な啓発ができていないかを検証できる。	△
管内の高校におけるスクエアドストリート交通安全教室の実施	自転車						建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(2)自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	①	「交通事故は自分事」との認識を持ってもらい、安全な通行行動へ変容を促すことで、事故件数の抑止を図る。	評価は困難。	×
管内の高校生と協働した自転車マナーアップ街頭キャンペーンの実施	自転車						建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(2)自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	①	「交通事故は自分事」「自転車はルールにのっとり適切な道路空間の利用が重要」との認識を持ってもらい、安全な通行行動へ変容を促すことで、事故件数の抑止を図る。	評価は困難。	×
交通安全協会と連携して、地域ボランティアの交通安全教室等への参加	高齢者 若年層 自転車						芦屋警察署 建設総務課	(4)交通安全思想の普及徹底	⑦交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	①	ボランティア参加者等に交通安全への関心を持ってもらうことで、自転車等の安全な通行行動へ変容を促し、事故件数の抑止を図る。	評価は困難。	×
交通安全教室	自転車 高齢者 若年層 自転車	○	○	○	○	○	学校教育課 建設総務課 芦屋警察署 芦屋警察署 建設総務課	(4)交通安全思想の普及徹底	①参加・体験・実践型の交通安全教育、普及啓発活動の推進 ⑧市民の参画・協働の推進	・交通安全教室の開催 ・自転車免許教室の開催 ・校外、園外における歩行訓練 ・自転車の実技実施 ・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	①	交通安全の規則を身に付けさせることで、事故発生に繋がる行為の自制を促し、交通事故防止を図る。	自転車関連事故のうち、対象者が関連する件数を追跡することで評価する。	△
交通事故抑止に資する指導取締りの推進	自転車 自動車	○	○	○	○	○	芦屋警察署	(5)道路交通秩序の維持	①悪質性・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化	・交通事故抑止に資する指導取締りの推進	②	交通規則の遵守を促し、交通安全につなげる。	取締り数と事故との相関性が不明であり、数値的な評価が困難。	×
阪神芦屋西自転車駐車場の補修工事	自転車						建設総務課	(2)自転車対策の推進	⑤自転車駐車場の改修及び整備	・長期修繕計画(H27～H36)を策定し、順次改修	②	駐輪場整備により路上等への不法駐輪を抑え、道路交通の障害を取り除く。道路空間の通行安全性を向上し、駐輪場周辺の交通事故防止を図る。	駐輪場設置周辺区域の交通事故発生状況をGISにて追跡することで評価する。	○

第10次芦屋市交通安全計画重点施策執行状況（平成28年度～令和2年度）

主な対象： 自転車

時間軸とは…

ある事故発生時点を基準として、どのタイミングを対象とした施策かを示したもの。

①事故発生前（概ね1～数ヶ月程度前まで）

②①の後、事故発生直前まで

③事故発生後、概ね24時間以内

④事後処理から社会復帰段階

実施内容	対象	H28	H29	H30	R1	R2	所管及び関係機関	重点施策－7つの柱	重点施策－柱ごとの施策	柱ごとの施策に応じた対策	時間軸	想定する交通安全に寄与する道筋	施策評価の考え方	施策評価の検証可否
阪神打出駅前自転車駐車場の自転車ラック改修	自転車			○			建設総務課	(2)自転車対策の推進	⑤自転車駐車場の改修及び整備	・長期修繕計画(H27～H36)を策定し、順次改修	②	駐輪場整備により路上等への不法駐輪を抑え、道路交通の障害を取り除く。道路空間の通行安全性を向上し、駐輪場周辺の交通事故防止を図る。	駐輪場設置周辺区域の交通事故発生状況をGISにて追跡することで評価する。	○
阪神打出駅南自転車駐車場の開設(定数56台、自転車定期専用)	自転車					○	建設総務課	(2)自転車対策の推進	⑤自転車駐車場の改修及び整備	・長期修繕計画(H27～H36)を策定し、順次改修	②	駐輪場整備により路上等への不法駐輪を抑え、道路交通の障害を取り除く。道路空間の通行安全性を向上し、駐輪場周辺の交通事故防止を図る。	駐輪場設置周辺区域の交通事故発生状況をGISにて追跡することで評価する。	○
四季(春、夏、秋、年末)の交通安全運動	自転車	○	○	○	○	○	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	(1)交通弱者対策の充実 (2)自転車対策の推進	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 ⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	①	交通弱者が安心して通行できる状況を維持し、事故発生を抑制する。	市内での交通事故発生状況を追跡することで、数値的な評価ができる。	△
市役所庁舎内、市営駐輪場内に自転車保険の案内パンフレット設置、イベント等で自転車保険加入の啓発	自転車	○	○	○	○	○	芦屋交通安全協会 建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	(2)自転車対策の推進 (7)損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	③自転車賠償責任保険の加入促進 ①自転車賠償責任保険の加入促進	・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発	④	事故発生時の賠償を容易とし、発生後の社会復帰を資金面から援助する。	事故発生を抑えられないため、評価は不可。	×
自転車シミュレーターを利用した啓発活動	自転車		○	○	○	○	建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(2)自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	①	「交通事故は自分事」「自転車はルールにのっとり適切な道路空間の利用が重要」との認識を持ってもらい、安全な通行行動へ変容を促すことで、事故件数の抑止を図る。	評価は困難。	×
自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	自転車					○	道路・公園課	(3)道路交通環境の整備	⑤安全で快適な自転車利用環境の整備	自転車ネットワーク計画の策定及び具体化	①	自転車ネットワーク計画に基づき自転車走行環境を整備することで、歩行者と自転車の通行安全性を保ち、事故防止を図る。	自転車ネットワーク計画に基づく整備対象区域での自転車関連事故をGIS上で把握することで、整備前後の状況の評価ができる。	○
自転車ネットワーク計画を策定				○										
自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関との協議			○											
自転車免許教室	自転車	○	○	○	○	○	建設総務課 学校教育課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(2)自転車対策の推進	④自転車運転免許証等を発行する自転車交通安全教室の推進	・小学校4年生以上を対象に実施。 (低学年の参加も可)	①	自転車の交通規則や「車両としての危険性」を学習しないし再確認することで、危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	評価は困難。	×
自転車安全利用推進運動	自転車	○	○	○	○	○	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	(1)交通弱者対策の充実 (2)自転車対策の推進	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 ⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	①	自転車の交通規則や「車両としての危険性」を学習しないし再確認することで、危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	直接的な評価は困難。自転車関連事故件数を統計的に追跡することで、間接的な評価ができる。	△
自転車教室	自転車		○	○	○	○	建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(2)自転車対策の推進	①子どもの発達段階に応じた自転車マナー啓発活動の推進	・小学4年生を対象に自転車教室(警察主催・その他小学生)	①	自転車の交通規則や「車両としての危険性」を学習することで、危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	評価は困難。	×
自転車駐車場指定管理者の交通安全教室等への参加	高齢者 若年層 自転車			○	○	○	芦屋警察署 建設総務課	(4)交通安全思想の普及徹底	⑦交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	①	自転車の交通規則や「車両としての危険性」を学習することで、危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	評価は困難。	×
自転車免許教室	自転車	○	○	○	○	○	学校教育課 建設総務課 芦屋警察署 建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(4)交通安全思想の普及徹底	①参加・体験・実践型の交通安全教育、普及啓発活動の推進 ③自転車の安全利用の推進	・交通安全教室の開催 ・自転車免許教室の開催 ・校外、園外における歩行訓練 ・自転車の実技実施 ①自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関との協議 ②自転車ネットワーク計画を策定 ③自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	①	自転車の交通規則や「車両としての危険性」を学習しないし再確認することで、危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	評価は困難。	×
自転車利用者の交通違反に対する指導取締り	自転車	○	○				芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(5)道路交通秩序の維持	②自転車利用者に対する指導取締りの推進	・自転車利用者の交通違反に対する指導取締り ・自転車利用者マナーアップ指導啓発活動	②	交通規則の遵守を促すことで、危険行為の減少、道路の通行安全性向上につなげ、交通事故防止を図る。	取締り数と事故との相関性が不明であり、数値的な評価が困難。	×
自転車利用者マナーアップ指導啓発活動	自転車	○	○	○	○	○	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(5)道路交通秩序の維持	②自転車利用者に対する指導取締りの推進	・自転車利用者の交通違反に対する指導取締り ・自転車利用者マナーアップ指導啓発活動	①	自転車の交通規則や「車両としての危険性」を周知し、危険な事故を防ぐ。	評価は困難。	×
出前講座	自転車	○	○	○	○	○	建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(4)交通安全思想の普及徹底	③自転車の安全利用の推進	①自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関との協議 ②自転車ネットワーク計画を策定 ③自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	①	自転車の交通規則や「車両としての危険性」を学習しないし復習することで、乗車中の事故を防ぐ。	評価は困難。	×
職員向け自転車講習会	自転車			○	○	○	建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(4)交通安全思想の普及徹底	③自転車の安全利用の推進	①自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関との協議 ②自転車ネットワーク計画を策定 ③自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	①	自転車の交通規則や「車両としての危険性」を復習することで、公務中の事故を防ぐ。	職員が関連した自転車事故の件数を追跡することで数値的な評価は可能。	○

第10次芦屋市交通安全計画重点施策執行状況（平成28年度～令和2年度）

主な対象： 自転車

時間軸とは…
ある事故発生時点を基準として、どのタイミングを対象とした施策かを示したもの。
①事故発生前（概ね1～数ヶ月程度前まで）
②①の後、事故発生直前まで
③事故発生後、概ね24時間以内
④事後処理から社会復帰段階

実施内容	対象	H28	H29	H30	R1	R2	所管及び関係機関	重点施策－7つの柱	重点施策－柱ごとの施策	柱ごとの施策に応じた対策	時間軸	想定する交通安全に寄与する道筋	施策評価の考え方	施策評価の検証可否
設置看板の維持管理	自転車 歩行者	○	○	○	○	○	道路・公園課	(1)交通弱者対策の充実	⑥「あんしん歩行エリア」の形成等による交通安全対策の推進	・関係機関(国道管理者、県道管理者、警察、鉄道管理者)と調整を図り注意喚起看板を設置	①	設置看板の維持管理により、あんしん歩行エリアでの歩行者関連事故を抑える。	本市内のあんしん歩行エリア内での歩行者の事故件数を統計的に追跡することで、数値的評価ができる。	○
夕暮れ時の早めのライト点灯運動	自転車	○	○	○	○	○	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	(1)交通弱者対策の充実 (2)自転車対策の推進	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 ⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 ⑦夕暮れ時の早めのライト点灯・反射材の普及	・兵庫県の実施要領等に基づき実施 ・街頭啓発を通して、夕暮れ時の早めのライト点灯を呼びかけ、反射材の配布	①	早めのライト点灯により車両の接近に気付く可能性を上げ、事故を回避できる可能性を増やす。	時間帯別事故発生件数の傾向を統計的に観測すれば、数値的な評価が可能。	△